

第7回 西宮市子ども・子育て会議

【参考資料集】

参考資料集 目次

【参考資料 1】認定こども園への移行等に関する意向調査 調査様式	・・・	1
【参考資料 2】平成 26 年度西宮市私立幼稚園就園奨励助成金	・・・	2

認定こども園への移行等に関する意向調査 調査様式

様式A 現在、認定こども園ではない保育所向け

西宮市新制度準備課 行き
(FAX 0798-22-9107)

認定こども園への移行等に関する意向調査

施設名		
所在地		
記入者	職名	
	氏名	
電話番号		
公立・私立の別 (いずれかに○)		公立 ・ 私立

1 園児数について

認可定員							
在籍園児数 (H26.5.1現在)		在籍園児数の年齢別内訳					
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児

2 認定こども園への移行について (その1)

いずれかに○を記入してください。

<input type="checkbox"/>	認定こども園に移行するつもりである	⇒ 3に進んでください。 } 以上で終了です。有難うございました。
<input type="checkbox"/>	認定こども園に移行するつもりはない	
<input type="checkbox"/>	認定こども園に移行するかどうか迷っている	

3 認定こども園への移行について (その2)

(1) 認定こども園の類型 (いずれかに○)

<input type="checkbox"/>	保育所型
<input type="checkbox"/>	幼保連携型
<input type="checkbox"/>	未定又は検討中

(2) 移行予定時期 (いずれかに○)

<input type="checkbox"/>	平成27年度～
<input type="checkbox"/>	平成28年度～
<input type="checkbox"/>	平成29年度以降
<input type="checkbox"/>	未定又は検討中

(3) 利用定員

現時点での構想について、可能な限りご記入ください。

<input type="checkbox"/>	1号認定 (3歳以上・教育のみ)	
<input type="checkbox"/>	2号認定 (3歳以上・保育の必要性あり)	
<input type="checkbox"/>	3号認定 (3歳未満・保育の必要性あり)	
<input type="checkbox"/>	合計	

以上で終了です。
ご協力有難うございました。

平成 26 年度西宮市私立幼稚園就園奨励助成金

1 審査基準（基準額表）

* 16歳未満：平成10年1月2日～平成25年12月31日生まれ * 16歳以上19歳未満：平成7年1月2日～平成10年1月1日生まれ

19歳未満の扶養親族数			基準額（平成26年度市民税所得割額〔年額〕）				
計	16歳未満	16歳以上 19歳未満	第Ⅰ階層	第Ⅱ階層	第Ⅲ階層	第Ⅳ階層	第Ⅴ階層
	1人	1人	0人	生活保護世帯 市民税・市民税所得割 非課税世帯		55,800円以下	191,400円以下
2人	1人	1人	66,900円以下			198,600円以下	198,601円以上
	2人	0人	77,100円以下			211,200円以下	211,201円以上
3人	1人	2人	78,000円以下			205,800円以下	205,801円以上
	2人	1人	88,200円以下			218,400円以下	218,401円以上
	3人	0人	98,400円以下			231,000円以下	231,001円以上
4人	1人	3人	89,100円以下			213,000円以下	213,001円以上
	2人	2人	99,300円以下			225,600円以下	225,601円以上
	3人	1人	109,500円以下			238,200円以下	238,201円以上
	4人	0人	119,700円以下			250,800円以下	250,801円以上
5人	1人	4人	100,200円以下			220,200円以下	220,201円以上
	2人	3人	110,400円以下			232,800円以下	232,801円以上
	3人	2人	120,600円以下			245,400円以下	245,401円以上
	4人	1人	130,800円以下			258,000円以下	258,001円以上
	5人	0人	141,000円以下			270,600円以下	270,601円以上

交付決定にあたっては、平成26年度の市民税額・総所得金額を審査し、保護者が扶養する19歳未満の親族数（お子様の人数、平成25年12月末時点）によって設定されている基準額にしたがって階層を決定します。

なお、園児と同居の家族及び同一生計の家族（単身赴任者等含む）の中で、平成25年中の所得がある方が複数いる場合は、所得のある方全員の市民税額・総所得金額を合わせた金額で審査します。また、住宅借入金特別税額控除の適用を受けている場合は、適用前の市民税所得割額で審査します。

注1）市民税額・総所得金額等は、6月頃に市役所から通知される「市・県民税特別徴収税額決定・変更通知書」又は「市・県民税納税通知書」で確認できます。なお、教育委員会が市民税額等を市県民税課税台帳で確認して交付決定しますので（9月）、ご家庭で市民税額等が確認できなくても申請できます。

注2）19歳未満の扶養親族数が6人以上の場合は教育委員会へお問合せください。

事例 平成26年度市民税所得割額が年額180,000円の世帯

例1：私立幼稚園5歳児（年長）の園児1人、4歳児（年中）の園児1人を扶養する場合。

まず、【基準額表】をご覧ください。

- 「19歳未満の扶養親族」が2人、うち「16歳未満」が2人、「16歳以上19歳未満」が0人
 - 「平成26年度市民税所得割額〔年額〕」が180,000円
- 以上から、「第Ⅳ階層（211,200円以下）」に該当します。

次に、【助成金額表】をご覧ください。

- 「第Ⅳ階層」
 - 「小学校1～3年生の兄弟」はいない
- 以上から、「第Ⅳ階層」「小学校1～3年生の兄弟なし」に該当し、この世帯への助成金額は合計276,800円（年額）となります。
- <内訳>5歳児（年長）の園児は「5歳児」「第1子」「M」で、助成金額91,800円。
4歳児（年中）の園児は「4歳児」「第2子」「N」で、助成金額185,000円。

例2：小学校4年生1人、小学校1年生1人、私立幼稚園4歳児（年中）の園児1人を扶養する場合。

まず、【基準額表】をご覧ください。

- 「19歳未満の扶養親族」が3人、うち「16歳未満」が3人、「16歳以上19歳未満」が0人
 - 「平成26年度市民税所得割額〔年額〕」が180,000円
- 以上から、「第Ⅳ階層（231,000円以下）」に該当します。

次に、【助成金額表】をご覧ください。

- 「第Ⅳ階層」
 - 「小学校1～3年生の兄弟」が1人いる ※小学校4年生は人数に数えません
- 以上から、「第Ⅳ階層」「小学校1～3年生の兄弟あり」に該当し、この世帯への助成金額は合計185,000円（年額）となります。
- <内訳>4歳児（年中）の園児は「4歳児」「第2子」「N」で、助成金額185,000円。

2 助成金額表

	小学校 1～3年生 の兄弟	区分	満3歳・3歳児		4歳児		5歳児		
			年額(円)	月額(円)	年額(円)	月額(円)	年額(円)	月額(円)	
第Ⅰ階層	生活保護世帯	兄弟なし	第1子 A	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
			第2子 B	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
			第3子以降 C	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
	兄弟あり	第1子 A'	-	-	-	-	-	-	
		第2子 B'	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665	
		第3子以降 C'	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665	
第Ⅱ階層	市民税非課税世帯 (所得割、均等割とも)	兄弟なし	第1子 D	199,200	16,600	207,600	17,300	199,200	16,600
			第2子 E	253,000	21,080	253,000	21,080	253,000	21,080
			第3子以降 F	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
		兄弟あり	第1子 D'	-	-	-	-	-	-
			第2子 E'	253,000	21,080	253,000	21,080	253,000	21,080
			第3子以降 F'	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
	市民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税)	兄弟なし	第1子 G	199,200	16,600	199,200	16,600	199,200	16,600
			第2子 H	253,000	21,080	253,000	21,080	253,000	21,080
			第3子以降 I	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
		兄弟あり	第1子 G'	-	-	-	-	-	-
			第2子 H'	253,000	21,080	253,000	21,080	253,000	21,080
			第3子以降 I'	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
第Ⅲ階層	市民税の所得割額が 第Ⅲ階層の基準額以下の世帯	兄弟なし	第1子 J	115,200	9,600	164,400	13,700	149,400	12,450
			第2子 K	211,000	17,580	211,000	17,580	211,000	17,580
			第3子以降 L	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
		兄弟あり	第1子 J'	-	-	-	-	-	-
			第2子 K'	211,000	17,580	211,000	17,580	211,000	17,580
			第3子以降 L'	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
第Ⅳ階層	市民税の所得割額が 第Ⅳ階層の基準額以下の世帯	兄弟なし	第1子 M	62,200	5,180	106,800	8,900	91,800	7,650
			第2子 N	185,000	15,415	185,000	15,415	185,000	15,415
			第3子以降 O	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
		兄弟あり	第1子 M'	-	-	-	-	-	-
			第2子 N'	185,000	15,415	185,000	15,415	185,000	15,415
			第3子以降 O'	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
第Ⅴ階層	市民税の所得割額が 第Ⅴ階層の基準額以上かつ 総所得金額800万円未満の世帯	兄弟なし	第1子 P	-	-	106,800	8,900	91,800	7,650
			第2子 Q	154,000	12,830	154,000	12,830	154,000	12,830
			第3子以降 R	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
		兄弟あり	第1子 P'	-	-	-	-	-	-
			第2子 Q'	154,000	12,830	154,000	12,830	154,000	12,830
			第3子以降 R'	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
	総所得金額800万円以上の世帯	兄弟なし	第1子 S	-	-	-	-	-	-
			第2子 T	154,000	12,830	154,000	12,830	154,000	12,830
			第3子以降 U	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665
		兄弟あり	第1子 S'	-	-	-	-	-	-
			第2子 T'	154,000	12,830	154,000	12,830	154,000	12,830
			第3子以降 U'	308,000	25,665	308,000	25,665	308,000	25,665

階層を決定した後、園児について、小学校1～3年生の兄弟の有無、小学校1～3年生の兄弟がいる場合は兄弟を第1子と数えて、何人目のお子様にあたるかによって、助成金額を決定します。

注1) 支給区分について、詳細は以下のとおりです。なお、小学校4年生以上の兄弟は人数に数えません。

※幼稚園等に就園とは、幼稚園・認可保育所・認定こども園・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に就園又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合です。支給対象は、私立幼稚園（認定こども園含む）園児のみです。

◇小学校（特別支援学校等含む）1～3年生の兄弟がいない園児の場合

- ・第1子…1人就園の場合及び同一世帯から2人以上幼稚園等に就園している場合の最年長者
- ・第2子…同一世帯から2人以上幼稚園等に就園している場合の次年長者
- ・第3子以降…同一世帯から3人以上幼稚園等に就園している場合の第1子・第2子以外の園児

◇小学校1～3年生の兄弟がいる園児の場合

- ・第2子…1人就園の場合及び同一世帯から2人以上幼稚園等に就園している場合の最年長者
- ・第3子以降…同一世帯から2人以上幼稚園等に就園している場合の第2子以外の園児

※小学校1～3年生の兄弟を第1子として設定しており、2人以上兄弟がいる場合は「第3子以降」となります。小学校1～3年生の兄弟に対する支給はありません。

注2) 助成対象は平成26年度の入園料及び保育料の合計額です。就園奨励助成金の金額が保護者の実際の支払額を超える場合は、支払額を限度額として調整して交付決定します。

注3) 年度途中の入退園者に対する交付決定は、入園月から退園月までの月数に月額を乗じて得た額となります。